

廃棄物問題を巡る最近の状況について

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案

不適正処理・不法投棄の状況

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～ 排出事業者責任と原状回復措置 ～

昭和45年廃棄物処理法施行

昭和51年改正

委託基準規定
(再委託の禁止)
措置命令規定
の創設

委託基準に違反しての委託、
マニフェストの交付義務違反
の他、適切な処理料金を負
担していない場合等にも措
置命令が出せるようになった。

平成12年改正

排出事業者責任の徹底
マニフェスト制度の拡充(最終
処分までの確認を義務化)
措置命令の対象者を大幅拡大

平成9年改正

全ての産廃にマニフェスト
義務付け
電子マニフェスト制度導入
措置命令の対象者拡大
原状回復の代執行に係る
ルール化
産業廃棄物原状回復基金
制度の導入

平成3年改正

特管産廃にマニ
フェスト使用義務付け
措置命令発動要件
緩和

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向

廃棄物処理法の主な改正内容(不法投棄防止・原状回復)

～ 罰 則 ～

昭和45年廃棄物処理法施行



昭和51年改正

3月以下の懲役又は
20万円以下の罰金

1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

上段: 投棄禁止違反
等に対する罰則

下段: 措置命令違反
に対する罰則

平成12年改正

5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科(法
人に対し1億円以下の加重罰)
(一般廃棄物との区分を廃止)

5年以下の懲役又は1000万円
以下の罰金又はこれらの併科

注: 廃油・有害産廃の場合は異なる



平成3年改正

6月以下の懲役又は
50万円以下の罰金

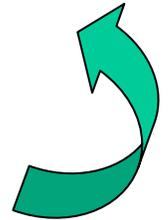
3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金又
はこれらの併科

注: 特管産廃の場合は異なる

平成9年改正

3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金又は
これらの併科(法人に対し
1億円以下の加重罰)

3年以下の懲役又は
1000万円以下の罰金
又はこれらの併科



排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向

不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書 (環境省、平成14年7月)

「引き続き不法投棄の根絶に向け、排出事業者責任を基本として、行政、事業者、国民が一体となった取り組みを進めることが必要である。」との基本認識を提示。

(内容の一部抜粋)

廃棄物処理法の改正等により排出事業者責任の追及がなされ始めている。

措置命令の対象者については、不法投棄行為者だけでなく、**排出事業者等の氏名も積極的に公表**

一部の排出事業者は、法の趣旨、内容を十分に理解していない
業界の元請下請構造から、上位企業が立場の弱い下位企業に産業廃棄物の処理を任せきって自らフォローしないケースが依然存在

一方、適正処理を心がける排出事業者は優良な処理業者への委託を望んでいる

優良(悪質)な処理業者に関する情報の整備・提供の要望あり、格付け手法について検討中

排出事業者の責任強化等に係る法制度等の動向

廃棄物処理法の平成15年改正内容 ～ 不適正処理への対応等のための措置～

H12迄の数次の改訂における主な内容

- ・排出事業者責任の徹底
- ・措置命令の対象者拡大
- ・罰則の強化

平成15改正

報告徴収及び立入調査権限の拡充(廃棄物であることの疑いのある物についての報告徴収及び立入調査権限の創設等)

不法投棄に係る罰則の強化(不法投棄等の未遂罪の創設)

- …不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰する
- …法人が一般廃棄物の不法投棄に関与した場合に対する罰則を、産業廃棄物に係る罰則と同様、1億円以下の罰金に引き上げる

国の責務の明確化(国の責務として、広域的な見地からの地方公共団体の調整、職員の派遣を明文化)

廃棄物処理業等の許可手続きの適正化(欠格要件に該当することとなった者等の許可の取消しの義務化、欠格要件の追加)

事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準の策定等

- …基準に違反した委託事業者を措置命令の対象者に追加

平成16年改正により、不法投棄目的で廃棄物の収集又は運搬をした者についても罰則が設けられている。

平成14年度に起きた大規模不法投棄事案

沖縄県具志川市 (最終処分場)	約59,000トン	許可処理業者	措置命令(許可処理業者に対して)	原状回復を実施中(投棄実行者による)	処理業者が自社最終処分場において許可容量以上の廃棄物を不適正処理
熊本県高森町 (農地)	約23,000トン	許可処理業者	措置命令(許可処理業者に対して)、業の取り消し	原状回復を実施中(投棄実行者による)	汚泥を堆肥化し販売していた業者が施肥していると偽り、農地に投棄
北海道函館市 (処理業者敷地内)	約21,300トン	許可処理業者	措置命令(許可処理業者に対して)	原状回復を実施中(投棄実行者による)	中間処理の許可処理業者が建設系の木くずを中心として規定量以上の受入を行い、自社敷地内で埋立処分を実施
山口県周南市 (山林)	約21,000トン	無許可業者 (元処分業者)	無し(生活環境保全上の支障のおそれがない)	未着手	以前埋立処分業を実施していた業者が、近隣の山林に不法投棄を実施
愛知県岡崎市 (山林・農地)	約20,000トン	許可処理業者	改善命令、業の取り消し	原状回復を実施中(投棄実行者による)	自社処分場に廃棄物を一時保管し、その後処理業者が夜間・祝休日等に山間部へ投棄を実施
千葉県若葉区 (山林)	約12,100トン	複数 (ブローカー)	告発(投棄実行者に対して)	原状回復を実施中(排出事業者による)	パーク堆肥として木くず他建設廃棄物を無許可処分場に搬入
宮城県岩出山町 (解体業者敷地内)	約10,000トン	無許可業者 (解体業者)	措置命令(投棄実行者、排出事業者に対して)、告発	原状回復を実施中(排出事業者による)	解体業者が自社敷地内に廃棄物を高さ14mに積み上げ、付近住民から苦情
千葉県山田町 (山林)	約63,000トン	無許可業者	無し(告発、措置命令検討中)	未着手	警備会社からの通報により家屋解体廃棄物を埋め、土砂で覆土している事案が発覚
北海道上土幌町 (河川)	約5,480トン	許可処理業者	業の取り消し	原状回復完了 (投棄実行者による)	廃酸・廃アルカリ等の有機汚泥を業者内からパイパスを通して河川に放流

投棄実行者でなくとも排出事業者により原状回復が行われている事案あり

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)について

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件

概要：2002年5月に青森県と岩手県の県境で発覚、国内最大規模の産業廃棄物不法投棄事件

不法投棄量：約82万m³

関係する排出事業者：10,000社以上

原状回復における排出事業者に対する方針：

・青森・岩手両県は**排出事業者に報告徴収を行い、法律違反が確認された場合には措置命令**を発する方針を打ち出した

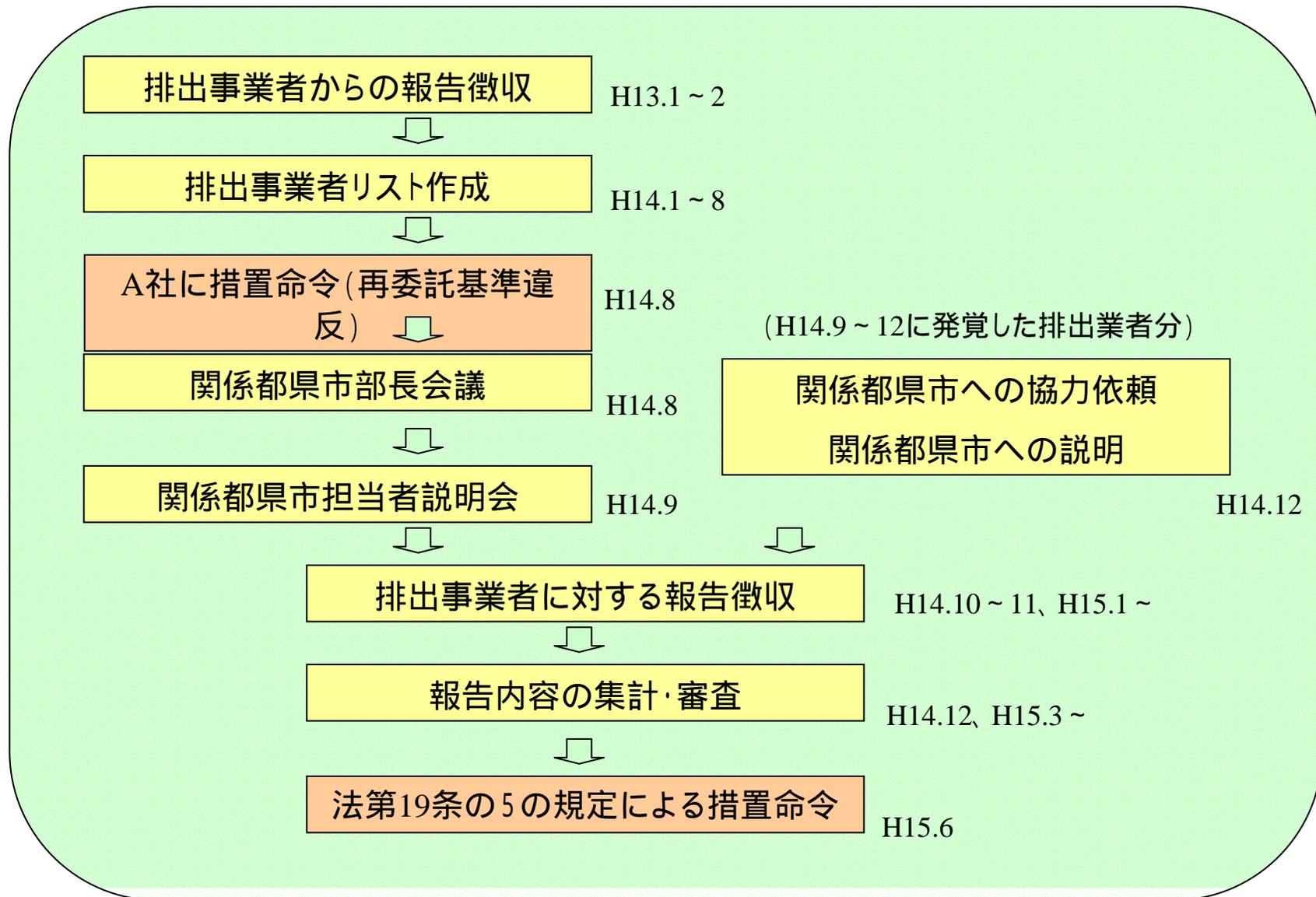
・既に数社の排出事業者に対し、**事業者名を公表**の上、不法投棄廃棄物撤去の措置命令を出している



青森岩手県境の不法投棄現場

措置命令による撤去費用よりも、**社名公表によるブランドイメージの失墜による企業経営への影響のほう**がはるかに**大打撃**

青森・岩手県境不法投棄事件における責任追及の流れ(概略)



青森・岩手県境大規模不法投棄事件 措置命令書(抜粋)

青 森 県 第 号

岩手県 第 号

× × 丁目 番 号

株式会社

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定により、下記の措置を平成 年 月 日までに講ずることを命ずる。

記

1 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に、貴社が、 県 市 番地 有限会社 に運搬を委託し、及び同県 市 丁目 番地の 株式会社に処分を委託した産業廃棄物である廃プラスチック類合計 . 立方メートル（合計 . トン）のうち . 立方メートル（ . トン）を同社が焼却して生じた産業廃棄物である燃え殻 . トンに相当するものとして、青森県三戸郡田子町 又は岩手県二戸市 （以下「本件不法投棄現場」という。）から産業廃棄物である燃え殻 . トンを撤去すること。

2 ……(略)

平成 年 月 日

青森県知事

岩手県知事

× × × ×

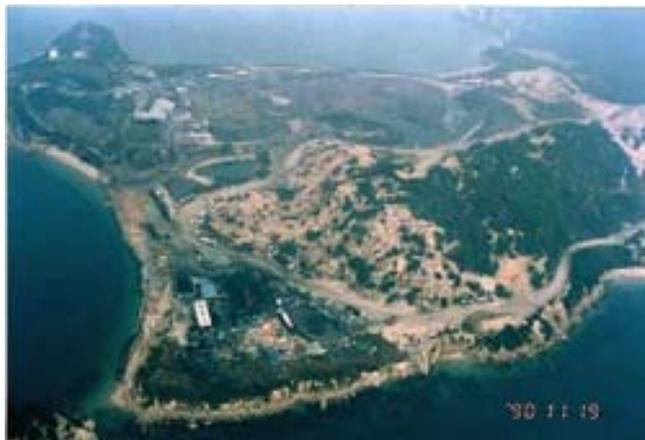
(後略)

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案

香川県豊島産業廃棄物不法投棄事件

【事件の概要】

- ・時期：兵庫県警が1990年に摘発（1978年から不法投棄）
- ・実行者：某産業廃棄物処理業者（破産）
- ・廃棄物品目：シュレッダーダスト等
- ・不法投棄量：51万m³
- ・摘発後の動き：
 - 住民は1993年に同社や産廃排出事業者、香川県を相手に訴訟、1996年末に高松地裁で住民側が全面勝訴。200年6月に県と住民との公害調停最終合意が成立
 - 現在埋め立てられた産廃の処理が進められている。



摘発直後の豊島処分地（平成2年11月）

香川県HP

(<http://www.pref.kagawa.jp/haitai/teshima/teshi-1-1.htm>) より

近年の代表的な不適正処理・不法投棄事案

岐阜市山林における大規模不法投棄事件

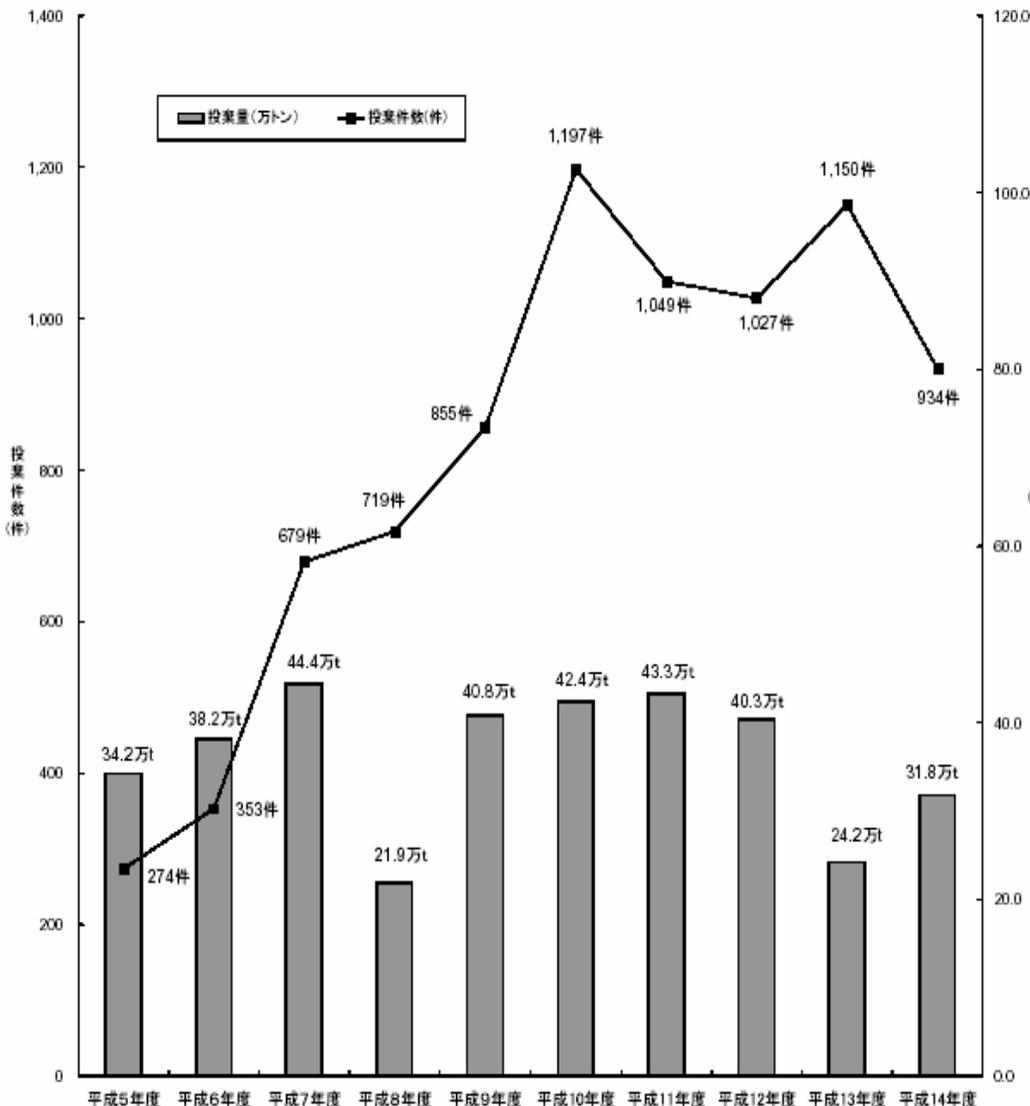
…最近発覚した大規模不法投棄事件であり、投棄量は豊島事件を上回る

【事件の概要】

- ・時期：2004年3月発覚
- ・実行者：岐阜市の産廃中間処理業者
- ・廃棄物品目：廃プラスチックなど
- ・不法投棄量：(少なくとも)約52万m³
- ・投棄場所：岐阜市の山林に埋め立て

不適正処理・不法投棄の状況

- 不法投棄量及び件数の推移 -



不法投棄量

- ・平成12年度までは40万トン前後で推移
- ・平成13年度は大幅に減少し約24万トン
- ・平成14年度は約32トン

不法投棄件数

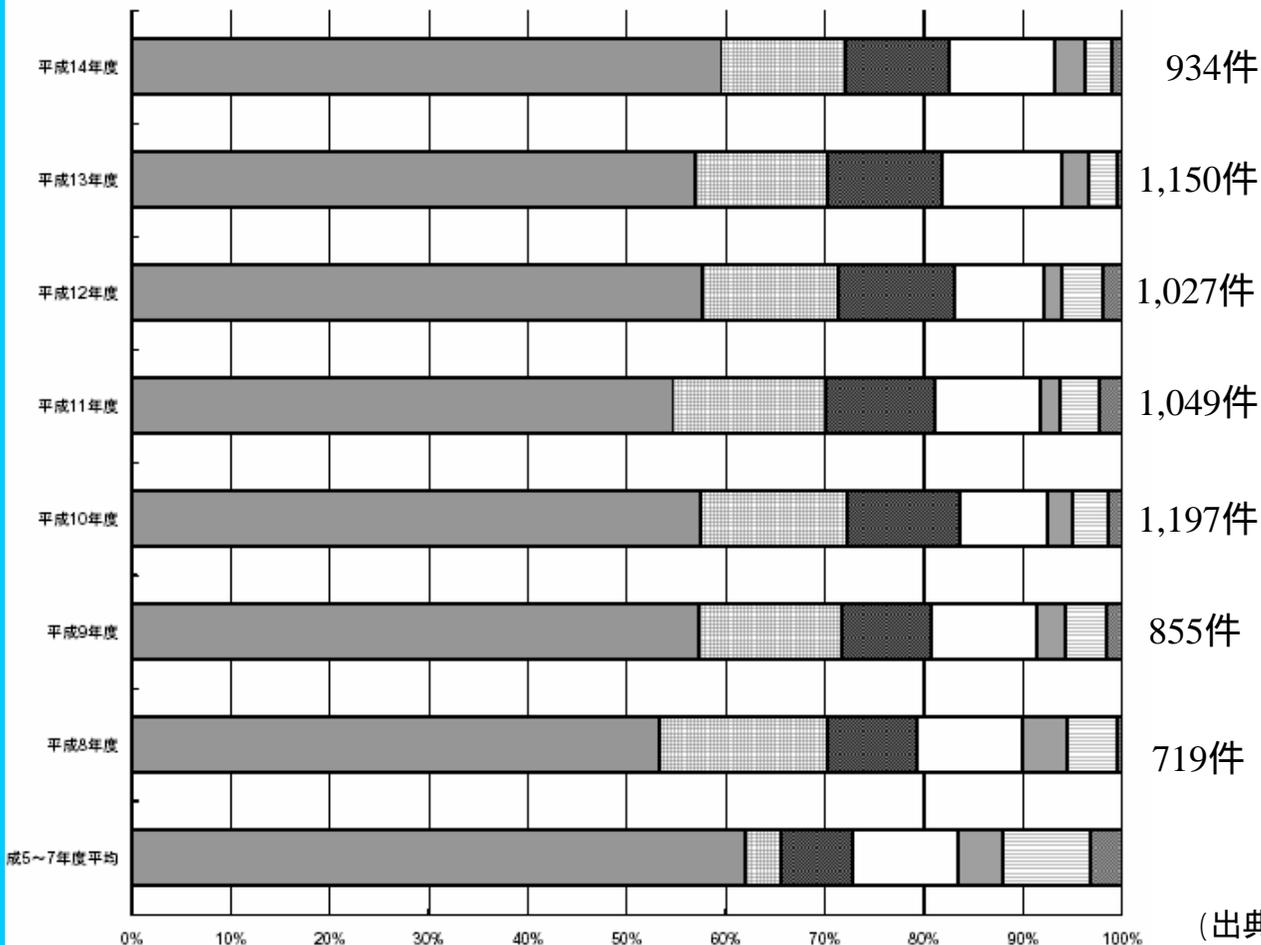
- ・平成10年度（1197件）以降減少傾向
- ・平成13年度は再び増加して1150件
- ・平成14年度は934件

(出典) 平成15年12月22日環境省報道発表資料
[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)について](#)

不適正処理・不法投棄の状況 - 投棄規模別投棄件数の推移 -

■ 50t未満
 ■ 50t以上100t未満
 ■ 100t以上200t未満
 ■ 200t以上600t未満
 ■ 600t以上1000t未満
 ■ 1000t以上5000t未満
 ■ 5000t以上

総投棄件数



投棄件数ベース

件数で見ると、50トン未満の小規模事案が55～60%程度と過半数を占める
 他方、1,000トン以上の大規模事案は3～6%程度である

274件(H5)、353件(H6)、679件(H7)

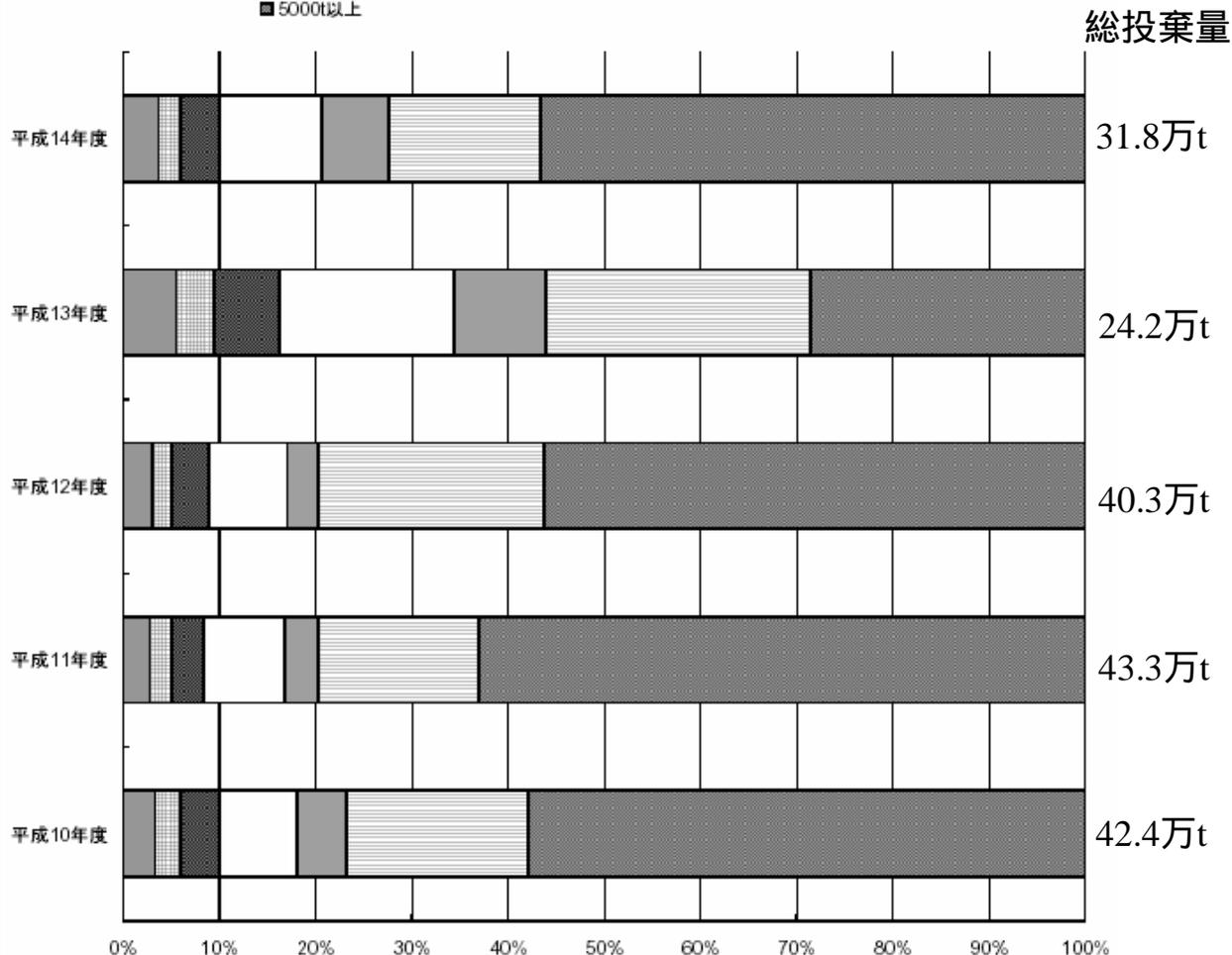
(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料

産業廃棄物の不法投棄の状況

(平成14年度)について

不適正処理・不法投棄の状況 - 投棄規模別投棄量の推移 -

■ 50t未満
 □ 200t以上600t未満
 ■ 50t以上100t未満
 ■ 600t以上1000t未満
 ■ 100t以上200t未満
 ■ 1000t以上5000t未満
 ■ 5000t以上



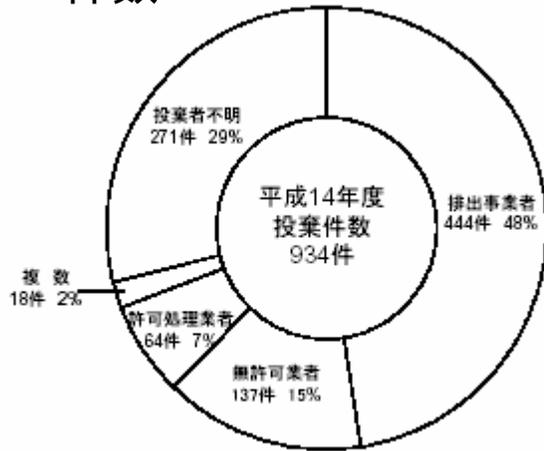
投棄量ベース

件数ベースで見ると、50
 トン未満の小規模事案
 が多いが、投棄量ベー
 スで見ると1,000トン以
 上の大規模事案が70～
 80%を占め、圧倒的に
 多い

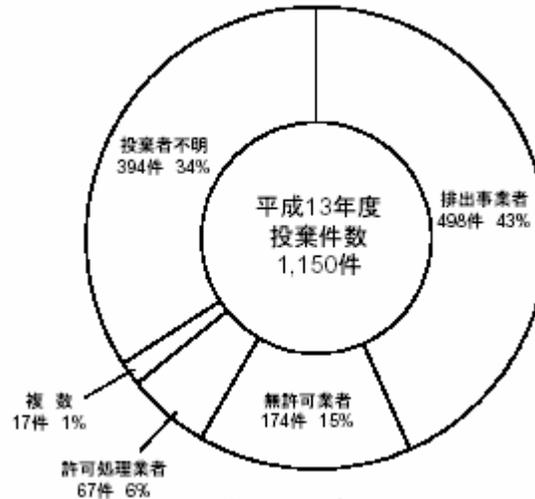
(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)について](#)

不適正処理・不法投棄の状況 - 不法投棄実行者の内訳一件数

件数

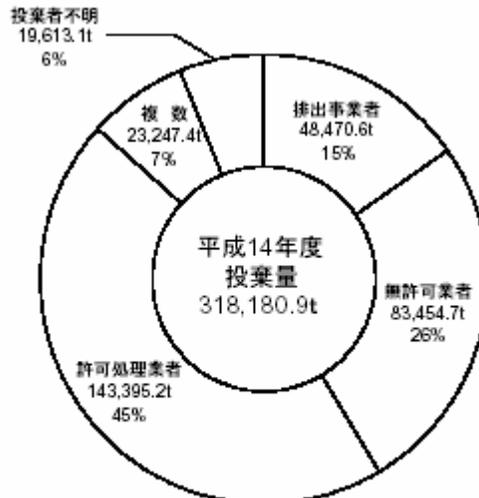


平成14年度

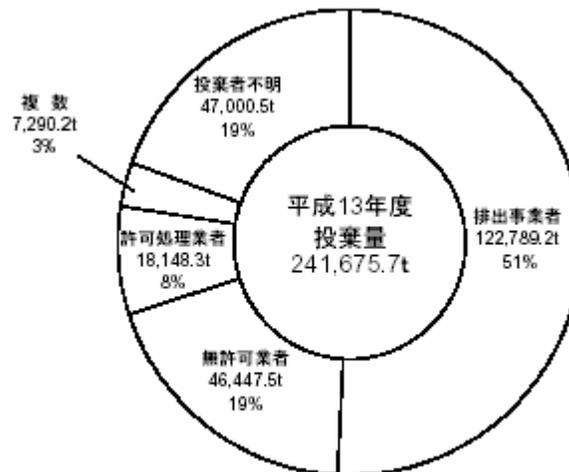


前年度(平成13年度)

投棄量



平成14年度



前年度(平成13年度)

不法投棄実行者

・ **投棄件数ベース**では、**排出事業者:40~50%**、処理業者（無許可事業者、許可処理業者）は20%強

・ **投棄量ベース**では、平成13年度は**排出事業者約50%**、無許可事業者約20%、平成14年度は**許可処理業者45%**

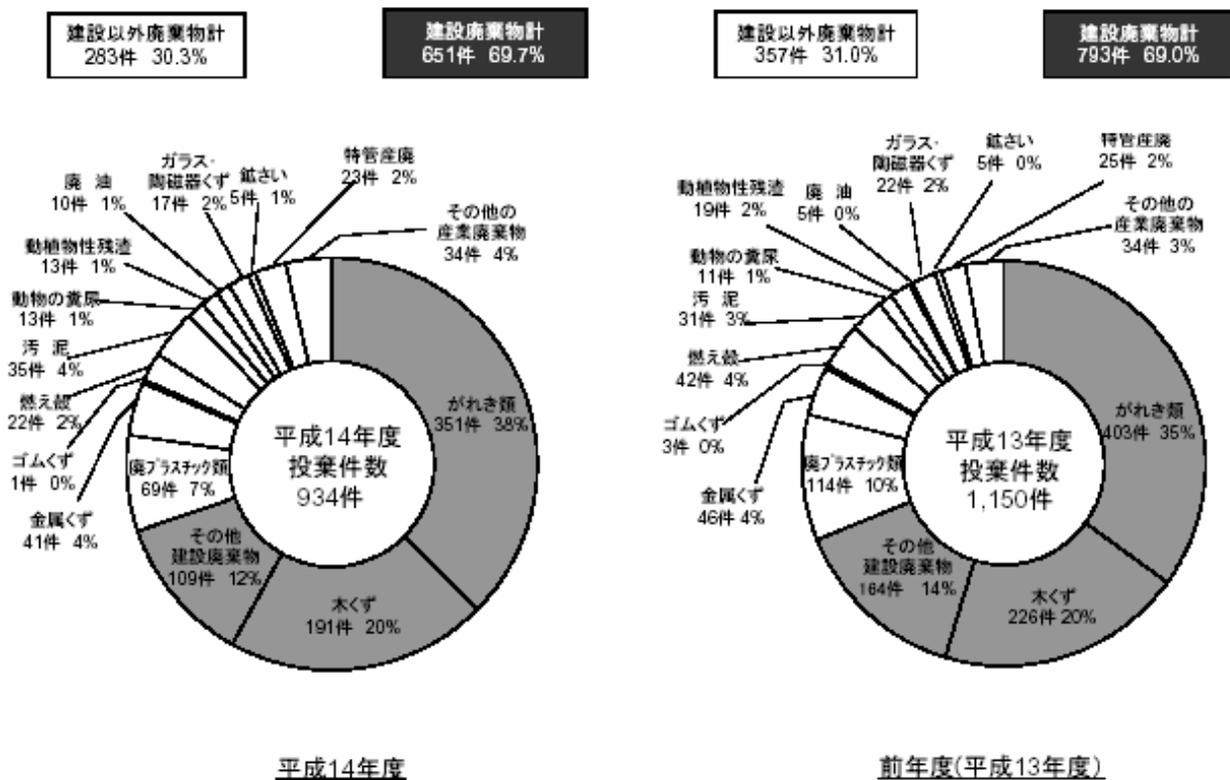
出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)

について

不適正処理・不法投棄の状況 - 不法投棄廃棄物の種類 -

5. 不法投棄廃棄物の種類

① 投棄件数



不法投棄廃棄物の種類

・不法投棄件数全体の約7割が建設廃棄物と圧倒的に多い

- がれき類: 35%
- 木くず: 20%
- その他: 10~15%

・次いで、廃プラスチックが7~10%程度

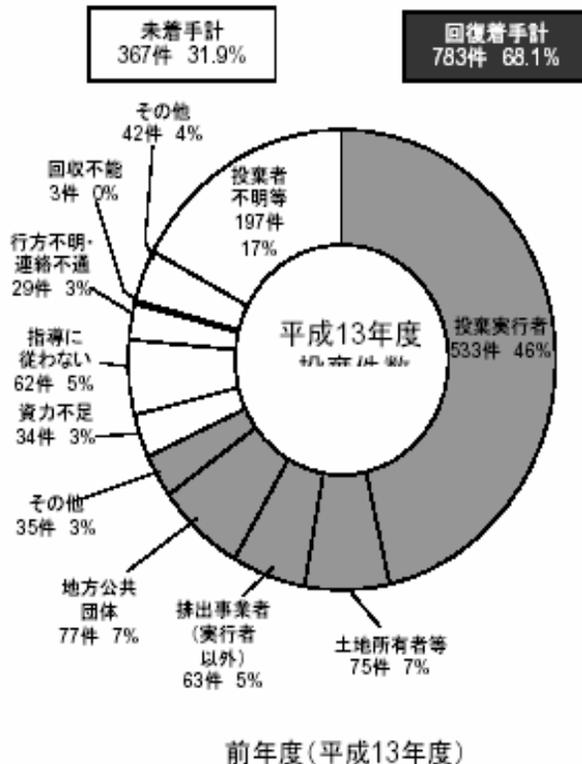
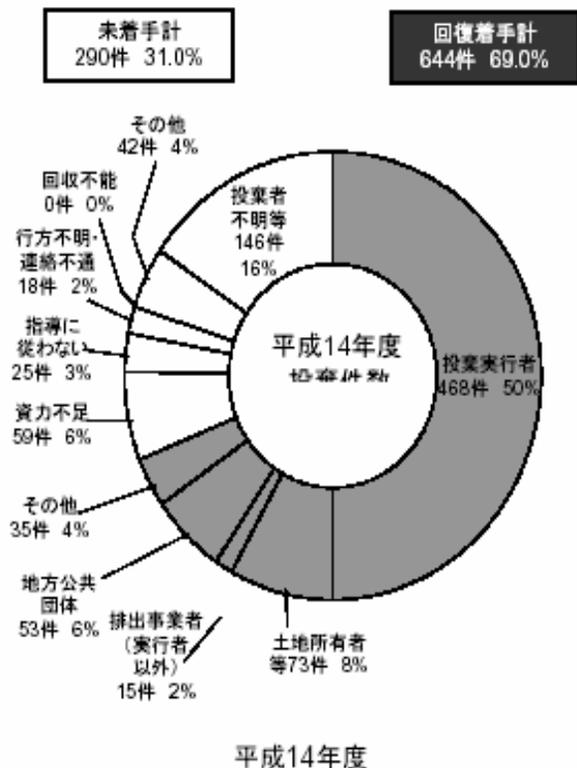
・その他は、5%未満

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料
産業廃棄物の不法投棄の状況(平成14年度)について

不適正処理・不法投棄の状況

6. 原状回復の状況

①不法投棄の件数



原状回復の状況

原状回復に着手している割合は全不適正処理・不法投棄事案の約7割

その実施主体としては、投棄実行者が約50%と最も多いものの、2~5%の事案では投棄実行者ではない「排出事業者」が原状回復を実施

(出典)平成15年12月22日環境省報道発表資料

[産業廃棄物の不法投棄の状況\(平成14年度\)について](#)